平成２３年（フ）第２号
徳島県海部郡海陽町四方原字大道東34番地
債務者　平川　留美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１７３号
香川県坂出市京町２丁目７番21－１号、住民票上の住所香川県坂出市久米町２丁目６番25号
債務者　高岡　光喜
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１９２号
愛媛県四国中央市豊岡町長田311番地３
債務者　秋山　國廣
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３号
愛媛県西条市喜多川254番地１
債務者　秋山　和江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１８号
愛媛県新居浜市星原町15番20号
債務者　香田　祐李
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県新居浜市萩生125番地の１
債務者　村上　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２７号
愛媛県新居浜市萩生125番地の１
債務者　村上　益子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３１号
愛媛県西条市喜多川608番地５
債務者　石川　謙和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３４号
高知市北竹島町29番地１　市住69号
債務者　大西　祥資
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８７２号
東京都江東区南砂５丁目24－３－405
債務者　吉田　峯子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８８９号
埼玉県桶川市鴨川１丁目10－８　メゾンベルV102
債務者　佐藤　眞弓
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８９１号
東京都葛飾区南水元３丁目４－１－417
債務者　小川　直美（旧姓藤野邉）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８９２号
東京都板橋区三園１丁目９－13－102
債務者　西岡　伸司
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９０７号
東京都足立区千住大川町13－５
債務者　工藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９１５号
東京都豊島区長崎１丁目27－７　福田方
債務者　坂井　公生
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９３７号
東京都中央区晴海３丁目６－８－716
債務者　原田　政雄
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９４４号
東京都板橋区赤塚６丁目39－17－102
債務者　杉本　麻未（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部